

## 高崎商工会議所行動計画

職員の仕事と生活の調和を図り、働きやすい環境をつくることによって、能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

### 2.内容

目標1：所定外労働時間を令和4年度比30%の削減を目標値とする。

※群馬県 令和3年度毎月勤労統計調査 所定外労働時間平均12.8時間/月

(対策)

- 令和5年4月～ 所定外労働時間の状況把握、管理職により協議開始  
上記の協議を踏まえ、業務の平準化に取り組む  
定時退社を促進、所定外時間労働の是正  
年度ごとに目標達成度の確認・是正措置を再検討

※上記サイクルを毎年実施

目標2：年次有給休暇の取得を促進し、平均有給取得率70%を目標とする。

※厚生労働省 令和4年就労条件総合調査 年次有給休暇 平均取得率58.3%

(対策)

- 令和5年4月～ 年次有給休暇の取得状況把握、管理職により協議開始  
上記の協議を踏まえ、各課において有給取得計画を策定・共有  
有給休暇取得率の低い職員へ取得の奨励  
年度ごとに目標達成度の確認・是正措置の検討

※上記サイクルを毎年実施

目標3：子育て世代職員のPTA活動や学校行事等への参画を奨励する。

(対策)

- 令和5年4月～ 子どもの年中行事に合わせた有給休暇取得計画を策定